

基本目的 6 市民が自立して生活できる

行動目標 6-4 障害のある人の自立と社会参加を促進する

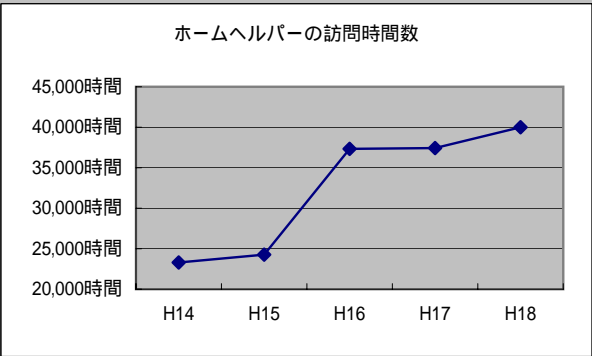
(所管課名 保健福祉部障害福祉課)

任務	障害のある人の自立と社会参加を促進する
-----------	----------------------------

任務の成果・活動指標の推移

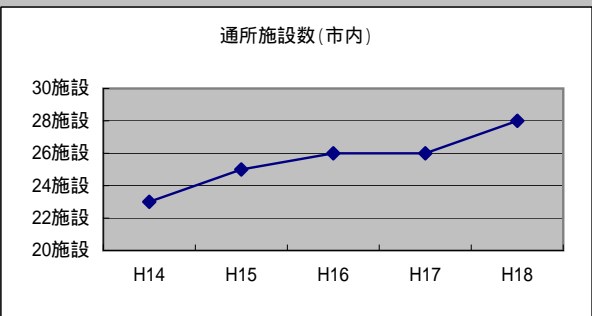
ホームヘルパーの訪問時間数

H14実績	23,298時間
H15実績	24,264時間
H16実績	37,332時間
H17実績見込	37,432時間
H18目標	40,000時間



通所施設数(市内)

H14実績	23施設
H15実績	25施設
H16実績	26施設
H17実績	26施設
H18目標	28施設



指標の説明

障害者の自立と社会参加を表す指標として、在宅生活を支援するサービスのうち最も需要が多いホームヘルパーの訪問時間数と、授産活動や交流の場となる通所施設数を用いた。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

平成15年度より障害のある人が自らサービスを選択し、事業者と契約する支援費制度が始まり、平成16～17年度に円滑な導入に努め、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスといった在宅生活の支援となるサービスの利用が増加し、障害のある人の地域における自立生活の支援が図られた。

日中活動・福祉的就労の場となる通所の更生施設やデイサービス施設、授産施設等についても、住み慣れた地域で在宅生活を送り社会参加を進める上で、その必要性はますます増している。そのため、平成16～17年度は小規模作業所の設立の支援等に取り組み、その整備促進に努めた。

これらの障害者福祉サービスの充実により障害のある人の地域での自立した生活と社会参加が促進された。

平成18年度

身体・知的・精神の3障害の福祉サービスの一元化、障害程度区分の認定、サービス量に応じた定率負担の実施等により、障害のある人の自立を支え、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法が平成18年4月1日に施行された。その円滑な導入に努める。

これからの課題、施策等展開の方向性

ホームヘルプサービス、ショートステイ等のサービスや、日中活動の場としての通所施設の充実が不可欠であることから、今後ともその充実を努め、障害のある人の地域での自立生活支援と社会参加の促進を図る。